

平成 20 年第 8 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 20 年 12 月 19 日 (金曜日) 午前 10 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 77 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第 78 号 市町の境界変更について
- 第 3 議案第 79 号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
について
- 第 4 議案第 80 号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 第 5 議案第 81 号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 82 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 83 号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第 84 号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 85 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 86 号 平成 20 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 11 議案第 87 号 平成 20 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 12 議案第 88 号 平成 20 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 13 議案第 89 号 平成 20 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 14 議案第 90 号 平成 20 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 15 議案第 91 号 平成 20 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

付託陳情審議 (委員長報告 質疑～討論～表決)

- 第 16 陳情第 9 号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書
- 第 17 陳情第 10 号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見
書提出を求める陳情書
- 第 18 陳情第 11 号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書
- 第 19 陳情第 12 号 法務局の増員に関する陳情
- 第 20 陳情第 13 号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書

第 2 1 陳情第 1 4 号 動物移動火葬車廃止を求める陳情書

追加第 1 発議第 1 3 号 原油・肥料・飼料高騰対策並びに国産農畜産物増産・自給率向上を
求めることに関する意見書の提出について

追加第 2 発議第 1 4 号 道路整備予算の確保等を求める意見書の提出について

追加第 3 発議第 1 5 号 産地づくり交付金制度の見直しについての要望書提出について

追加第 4 発議第 1 6 号 医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書の提出について

追加第 5 発議第 1 7 号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への
意見書の提出について

追加第 6 発議第 1 8 号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書の提出について

追加第 7 発議第 1 9 号 法務局の増員に関する意見書の提出について

追加第 8 発議第 2 0 号 労働者派遣法の改善のための意見書の提出について

委員会調査報告

追加第 9 総務常任委員会所管事務調査報告について

追加第 1 0 教育民生常任委員会所管事務調査報告について

追加第 1 1 産業建設常任委員会所管事務調査報告について

追加第 1 2 議員派遣について

追加第 1 3 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸沢 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 庶 務 班 長	高橋 浩之 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学 務 課 長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 深澤 克太郎

庶務班 長 鈴木 邦子
兼 議事班 長

主 査 武田 浩之

開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

議案第77号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番武藤 威君。

9番（武藤 威君） 本当にこう幼稚な質問になると思いますけれども、私から見ると、この落札と失格の方々が、業者がおるわけでございますけれども、余りにもこう差があり過ぎて、実は私ごとですけれども、私もこういうこれで最低価格を決めてやる場合の1円入札までいきませんけれども、えらい失敗この間したばかりで、やはり総務課長言ったとおり、この調査基準価格を設けたりしてやらなければと今後悔しているところですが、この流れをもう一度確認の意味で聞きたいと思っておりますけれども、これはもちろん見積もり入札で予定価格を公表している。これも何人でやっているかわかりませんが、指名審査会等でやっているのかどうかと。そこあたり検討しているものかどうかと。

私うちへ帰ってこう計算機置いてみましたら、ちょうどこの調査基準の価格から見るとちょうど2掛けと云えばいいのか、80%ぐらいの範囲なわけですが、これは3,000万円以上ということでしたか説明しましたが、この3,000万円以下の場合には率とでも言いますか、何掛け、普通何掛けなんて言わないけれども、そこあたり何となっているものか、そこでこうこの流れですね。この差がついたということはどういうことから起きているのか、そこあたり把握できたら教えていただきたい。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一つ目の指名審査会で検討しているかというご質問でございますが、担当課から指名審査会へこ

の業者を指名してよろしいかというのが上がってきます。そこで指名審査会で検討いたします。そのときに設計額とかすべて示されまして、設計額、それからこの業者を指名したい、そのようなものが示されます。そこで指名審査会で検討するということになります。その結果がこのような形でございます。

それから、3,000万円以下はどうなっているかということでございますが、3,000万円以下の工事の場合は予定価格を下回った一番安い価格を入れた業者に落札ということになります。この調査基準価格というようなことは設けてございません。これはあくまでも3,000万円以上の工事ということになります。

それから、この差が出た理由でございますが、これは業者が個々のとらえ方がどのようになっているかということになりますので、私の方では内容については承知してございません。ただ、見積書はとってございますので、その吟味ということになるかと思えます。以上です。

議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。

9番（武藤 威君） はい、わかりました。わかりましたけれども、先ほど冒頭に、最初に言いましたけれども、私えらい失敗したということは、大変今企業で、特にB級、C級、A級も含んでですけれども、大変仕事にありつけないということで難儀しているという風評、あるいは実際にそういう場面にもあってきましたし、やはりいかに3,000万円以下でもある程度それなりに総務課長が心配していたこと言いましたけれども、それらしいそれに見合った仕事をしてもらうためには、やはり基準を設けて最低価格を設けて、だれにでも常識だというそういう工事ですので、3,000万円以下といえば。余りにもこう極端に下がるとという業者がこう出ていると、風評が今湯沢、横手、大曲、またこの辺もですけれども、荒らし回っていると言えればいいのかな、そういうものが出ておりますので、そこあたりもうちょっと注意していかなければできないのではないかなと思って、私は思いますけれども、総務課長どう思いますか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

この基準価格を設けている理由は、過度な低入札の受注の排除、それから金額が低いために設計、それから仕様の品質が確保できるかということが一番重要なポイントになると思えます。そのような意味からこの調査基準価格を設けているわけでございますが、まずこの制度は維持していかなければ、ものはできた、失礼、安かろう悪かろうという結果になった場合一番懸念されますので、そこから辺を排除する必要がありますので、今後も続けていく必要があると思えます。

議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「意味わからない」の声あり）副町長。

副町長（佐々木敬治君） 職務上、指名審査会の会長を仰せつかっておりますので、私の方からお答えいたします。

現行では一つにはその3,000万円以上の物件に対して、事案に対して基準価格を設定するというそういった取り決めになっております。それと、基準価格の設定についてはその必要性については今総務課長がお答えしたとおりでございますけれども、県の動向といたしましては、最近のその応札の事例、いわゆる余りにもその落札率が低過ぎるといったことで、それを引き上げる、引き上げるということは緩和する方向に今向いております。それに応じまして町でもそれに歩調を合わせる必要があるのではないかと。ただ、何せまだ年度途中ですので、それにつきましては新年度、21年度に向けまして、ただいま議員ご指摘の3,000万円の件につきましても新年度に向けまして検討を重ねてまいりますので、どうかよろしくご理解願いたいと存じます。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） この締結とちょっと違うかもしれませんが、この間の協議会においてこの事業に対する入札価格と、そして事業費の説明を受けましたけれども、そしてその事業の中でいろいろこの親局、中継局、子局という、うたっておりますが、これが要するにもし請負契約と違ふとすれば失礼ですけれども、この子局が114局も必要なものかということでございます。

ということは、私自分のうちで旧仙北町で防災無線で放送流されているのが私のうちまではっきり聞こえてきます。そういう中で、今この協議会で示された赤点の部分はかなり114局あるんですけれども、自分のうちのところに、地域に三つも子局がつくような状態になっておりますが、果たしてこれが事業に対して適当であるかということをご伺いしますが。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） お答えします。

7月にこの設計を担当したコンサルの業者と契約しておりまして、電波音波試験というものをを行った結果に基づいて114局という子局を設定しております。この電波音波試験ですけれども、地上15メートルのところの高所作業車にスピーカーを設置しまして、実際に音を出して、8月の20日過ぎでしたけれども町内全部を回りましてその試験結果に基づいて114局の子局を設定し

ております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 今住民生活課長が説明したことに補足しますが、昨年度北秋田市で豪雨によって住民避難の指示が出ましたが、降雪時において屋内で音声が届かなかったというふうな反省がありました。町の方で音声伝達試験を実施する業者に対して、降雨時も届くということを前提にして調査をしてください、さらには町内は地形的に平坦部もあれば山間部もありますので、その結果として届かない家庭がないような調査、設計をしてくださいというふうにしていますので、その結果が114局であるというように私どもは認識しております。

議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

12番熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） 先ほどの調査基準価格についてでありますけれども、いわゆる最低基準価格は私はぜひ必要な制度ではないかと思っておりますけれども、過去の例からしますと、補助事業に当たってこれを設けたことによっていわゆる国の監査ですか、検査が入った場合、補助金の返還を求められた例がありますけれども、そのようなことを危惧されますけれども、そういうのが危惧されませんか。どうでしょう。

議長（伊藤福章君） 副町長。

副町長（佐々木敬治君） 議員ご指摘のお話は、多分最低制限価格の設定だと思えます。

今回の場合は低入札制度ということで、いわゆる低入札の調査価格、基準価格ということで、ちょっと意味合いが違うかと思えます。そういったことを勘案しますと、いわゆる町独自ということではなくて、県に準じたような形での制度設定をしておりますので、会計検査院に指摘があるとは考えられません。以上です。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） 本来ならば補正予算の8款4項3目のまちづくり推進費で聞くべき問題かもしれませんが、いずれ防災無線のことですのでここでお聞きしますけれども、町では災害対策本部を置く場合に六郷庁舎に置くことになっております。この防災無線に関しましては、まず来年度以降順次稼働していくわけですけれども、千畑庁舎にいずれ行政機能が一本化され、千畑庁舎を本庁舎として使うまでの間、総務課があり、町長や副町長がいらっしゃるあの六郷庁舎がそのまま災害対策本部になるとは考えますけれども、まず臨機応変な対応が必

要ではないかなとも思います。そこいら辺についてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

この防災行政無線につきましては、議決を経た後業者に発注して工事にかかるわけでございますが、その施設が運営する、つまり使える状態になる前に現在ある防災に関する条例等の整合性を図っていく必要があると考えてございます。（「変えるということなんですか」の声あり）

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

17番深沢義一君。

17番（深沢義一君） 防災行政無線につきましては、望んでいた1人でありますし、いよいよ実現かということで本当に私としては喜んでいるところです。

ところで、この設置される設備の維持あるいは機能についての質問ということでお願いしたいと思います。まずは、一つ最初にメーカー名教えていただきたいと思ひますし、それから、年間の予想される維持管理費、それからまずは災害時ということでございますので、当然その停電ということが考えられるわけですが、停電のときのそのバックアップ体制というのは全くバッテリーなのかなと思ひますが、その辺ちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 年間の維持管理費についてでございますけれども、すべての機器が瑕疵担保期間を経て町のものになりますと、年間360万円程度、現試算で計算した場合360万円程度かかります。

それから、次のバックアップ体制でございますけれども、72時間のバッテリー、停電になった場合、バッテリー装置におきまして72時間バッテリーで電気を供給するという体制でございます。

メーカーでございますが、JRC、契約にあります業者、日本無線株式会社製のものでございます。契約が締結になった場合は日本無線株式会社になるということでございます。

議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

17番（深沢義一君） もう1点、その機能についてちょっとお聞きしたいと思ひますが、双方向性ということだと思ひますが、普段の緊急時、例えば火災だとか、そういったことの場合に子機から親機への緊急の何と言ひますか、情報の伝達ということも可能だということでしょう

か。

それから、もう一つ。J - A L E R T装置ということで、この中に先日の議員協議会の際の説明資料の中にJ - A L E R T装置、テロ、ミサイル、気象、地震情報とありますけれども、この中でちょっと私関心があるのが、例えば今地震速報というのがテレビ等でこう流されるようになっておりますけれども、J - A L E R Tにおいてのその地震情報ということも流すことができるというか、流されるというようなことでしょうか。この二つ、お願いいたします。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 1点目の双方向通信のことでございますけれども、庁舎間、六郷庁舎、仙南庁舎、それから親局のある千畑庁舎、この三つの庁舎を結ぶのが双方向通信で計画しております。

それから、災害時の連絡用ですけれども、携帯無線を20機計画しておりますので、災害時、停電等、電話等が使えない場合、この携帯型無線機によりまして現場と通信を行うという態勢をとっていくということでございます。

それから、地震情報でございますけれども、気象協会の方と総務省、連携がとれておりまして、地震の情報はJ - A L E R Tでその震度にもよりますけれども、J - A L E R Tを使いまして瞬時に住民の方々に通報するという態勢になっております。以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

19番戸澤 勉君。

19番（戸澤 勉君） 調査基準価格ですけれども、これを入札で下回ったということで失格となっておりますが、すべてこの基準価格を下げれば失格というわけでもないと思いますけれども、そこら辺の判断した理由と言いますか、そのことについてしっかりした認識を持ちたいと思います。

というのは、これだけ町の財政が苦しいときに、業者が頑張っても安くやってもできるという自信を持ってこう臨むと思いますので、それが失格になったということをしかりした理由を教えていただきたいと思います。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

取り扱い上のことでございますが、低入札価格調査取扱実施要領というのがございます。こ

れに細かく規定してございます。これは公開しておりますので、どなたでも見ることができます。

それですが、調査基準価格より入札価格が下回った場合は、調査をして落札となるか、失格となるか、判断をすることになります。その判断の基準が今ご説明したこの実施要綱にございます。それで、今回の判断した内容でございますが、業者が提出した見積内訳書の直接工事費プラス共通架設費の合計額、それから設計上の直接工事費と共通架設費の合計額、これを比較します。比較して設計上の直接工事費プラス共通架設費の合計額の8%を下回った場合、つまり設計額の方の80%を業者の設計額が下回った場合は失格とするという規定になってございます。

議長（伊藤福章君） 19番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

1番鈴木 一君。

1番（鈴木 一君） これだけ大分説明が詳しく聞きましたけれども、この個別受信機の23基がありますけれども、これは山間部なのか、どこの辺なのか、その点についてお願いします。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） やはり電波の届かない地区、いわゆる議員ご指摘のとおり山間部でございます。

議長（伊藤福章君） 1番鈴木 一君。

1番（鈴木 一君） 場所的には例えば千畑、六郷、仙南、そういう地域をアンバランスにどの程度だか、その点についてお願いします。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋 潔君） 詳細にはそこまでは。

議長（伊藤福章君） 課長、もうちょっと高く言ってけれ。

住民生活課長（高橋 潔君） 詳細にどの地点、何基、何カ所ということは詳細にはつかんでおりませんが、まず設計の段階では23ということで把握をしております。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第77号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

議案第78号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第2、議案第78号 市町の境界変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第78号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 市町の境界変更については原案のとおり決しました。

議案第79号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第3、議案第79号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） 私、この条例改正の意図が余りよくわかりません。公募、公告の費用を惜しんでこういうような改正をするのか、もしくは審査の手間暇を惜しんでこういうような改正をするのか、そんなふうな受けとめ方さえしております。

指定管理者制度そのものは、民間委託による行政経費の削減とともに、サービスの向上等を求めています。期間を定めることによって、またその請け負った団体がさらなるサービスの向上や経営の見直しなどを図ると考えております。そのためにはやはり期間ごとに募集し、また、その中で応募する方々がこれまでのいろんな経営面やサービス面を考えて、P D C Aサイクルのもとにいろんな計画書を出す。そういう何と云うか、やり方が一番いいのではないかと思います。これを見ますと、初めからこの競争原理を回避するようなことも考えられるわけです。これでは指定管理者制度のいい面がもうなくなるのではないかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

まず、公募ということですが、まず一番最初に公募して指定管理者を選定すると考えられるのは、もしかしたら維持管理費に要する経費がどうかと言われるかと思えます。まず額面と一番最初にとらえるのではないかと思います。しかし、大切なのはどのような事業を展開するのか、また、当然収支も含めますが、地域にまたどのような形でその施設の、ある施設を還元するのか、還元というのはつまり利用方法とかそういう意味なんです、そういうのが一番大事、すなわち設置目的を十分に理解できるかということになるかと思えます。

そのようなことから、「町が出資している法人等」という名称にしましたが、施設の開設当初から運営に携わっておりますので、施設管理のノウハウを十分に熟知して運営できるということを考えてございます。当然に公募をすべて退けるという意味ではございません。候補者として選定できるということができる規定であるということをご理解願いたいと思えます。

議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） できる規定だということは確かにそういう文面になっております。ただ、私も何と云うんだらう、当然に今までの経緯や設置目的を考えると、当然にこの団体が管理者になるべき、そういう事例は多々あると思えますし、審査の段階ではやはりそういうことが考慮されてその団体に指定を任せるといような形になるとは思いますが、ただ、やはりこの、何と言いますか、条文を出す出さないによって、その指定される団体の姿勢そのものがまた違って来るような気がいたします。やはり期間を定めて募集するよう形は今後とももちろんとっていただきたい

し、また、何と言いますか、指定された団体はやはり常にその経営面やサービス面を考慮すべきと考えております。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 今指定している団体からは、年度ごとに必ず実績報告書のようなものを上げてもらいます。そして、当然にその中身がどうであるか、十分に精査してございます。そういうものを踏まえた上で、また改めて指定管理者として選定できるかどうか検討することになりますので、先に指定ありきという考えではなく、十分中身を吟味されると、そういう前提のもとに現在指定されている指定管理者、指定されている団体もそこら辺は十分承知して頑張っていたくことになると思います。（「そうしてください」の声あり）

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第79号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第80号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第80号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第80号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第81号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第5、議案第81号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第81号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 美郷町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第82号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第6、議案第82号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番中村利昭君。

6番（中村利昭君） これは当然の条例制定だというふうに思いますけれども、今回この条例制定したということは、現在この指定に触れる者が入居しているということでの設定なのか、それともまた、今後そういうことが予測されますので、あらかじめこういう条例を制定するという意味での制定でしょうか。どちらの方向で制定の運びになったんでしょうかということをお尋ねします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

現在こういう事例は美郷町におきましても、また県におきましてもございません。

ただ、この改正の背景及び趣旨でございますが、19年4月に都営住宅におきまして暴力団員の立てこもり発砲事件が発生しました。これを受けまして国土交通省から公営住宅における暴力団の排除についてという基本方針が示され、また、県警からも条例に盛り込むよう依頼を受けているところでございます。このような観点から今回条例を整備するというものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 6番、よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第82号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 美郷町営住宅条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第83号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） 畑屋の加入金についてお伺いするわけですが、もし間違っていたならこうお許しを願いたいと思いますが、例えばこの条例が可決されれば来年の1月1日から執行すると書いてございますが、例えば畑屋地区にことし新築をされた方の負担金は3万8,400円ですよね。それで、例えば確認申請、ことし確認申請を出してもまだ認可がおりていない場合とか、また、基礎をやっている最中の新築の家とか、また年をまたいでいる場合のこの加入金の金額はどうなるのか、その辺のところを詳しくお伺いをしたいと思います。

また、この畑屋地区の方々は3万8,400円とされている方ですので、来年1月1日以降は12万2,100円と負担額がなるわけですが、この辺のところの説明はどのようになさるおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

それから、公的資金補償金の繰り上げ償還が終了次第、水道料金は六郷、仙南地区の料金を段階的に見直し、その後千畑地区の料金で統一されるようではありますが、この表中の加入金はどのように、将来ともこのままの金額でいくのかどうか、その点につきましてもお伺いをいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

まず、加入金につきましては、羽貫谷地とそれから畑屋地区の統合によりまして、9月の全員協議会におきまして3万8,400円ということで説明したところであります。そして、そのときに、配水管から分岐しまして止水栓、これ官民境界に設置するものでありますけれども、この工事につきましては本来個人が実施するものであると。ただ、同時に施工する場合に効率的であると、また、一たん埋め戻したものをまた掘り起こさなくてもいいということで、この部分の工事費8万3,700円を含めて徴収したいということで、今回条例には12万2,100円ということでお示したところであります。これは工事と、配水管工事とそれから給水管工事を一緒に同時に実施するのみの徴収ということであります。その後に入居申し込み、工事が完了してから加入申し込みなどがあった場合につきましては、加入金は3万8,400円ということで止水栓工事などは個人の負担で実施していただくというような状況になっております。

それから、将来的な加入金の関係でございます。現在町内には11施設の簡易水道がございます。それぞれ加入金等違っておりますけれども、将来的には現在償還など多額の事業費につきまして一般財源から繰り入れをいただいている状況で、特別会計を維持していくためには今後それらの改定も必要になってくる時期が来るというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 11番よろしいですか。11番森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） ちょっとわかりませんでしたので、もう一回こう伺いたいと思いますけれども、畑屋地区には、例えば私が言いたいことは、塚地区とそれから上畑屋地区、今現在それが畑屋地区でございます。そのところに例えば個人で住宅を建てるといった場合には、その加入金の金額はそうすれば3万8,400円、現在はそういうことですよ。それで、例えば来年の1月1日以降は、その例えば隣に新築した場合には12万2,100円になるというふうにかうあれするわけですが、その辺はどうですか。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） ただいまの質問につきましては、あくまでも3万8,400円ということでございます。この今12万2,100円と言いますのは、現在の計画区域にあります羽貫谷地地区が2戸、それから下畑屋地区が28戸ございますけれども、これを対象としたものでございます。

議長（伊藤福章君） 11番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第83号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第84号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第84号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第84号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第85号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第85号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第85号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第86号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第86号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） 今回の補正予算は主に地方交付税の留保分の取り崩しを主な財源にしていると思われまじけれども、きのうもちょっと説明ありましたけれども改めてお聞きしますけれども、地方交付税の留保分は現在幾らあるかということと、予備費の現在残高と、この私の考えでは予備費なり何なりに計上すべき金額だと思いますけれども、どうして留保分という形でとっておるのか、そこら辺ちょっとお願いします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

基本的に昨日ご説明しましたとおり、交付税の留保分については7億1,141万3,000円ございます。今後財政調整基金等々への積み戻し、それから今後の除排雪関係、それから起債等々の調整、それから今後の歳入調整等々、さまざまな要素がございますので、それらのために現在留保をさせていただいているということでございます。

それから、予備費につきましては、現在残高800万ほどの予定でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 12番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

20番飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 52ページの19節でございますけれども、担い手集積安定化緊急対策補助金は、これ要するに私思うには産地づくり交付金の減額から来た補正と私は受けとめておりますけれども、たまたま今回産地づくり交付金の総枠で不足な部分は金額、先ほどちょっと協議会で触れましたけれども、農政課長からひとつお願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

産地づくり交付金ですけれども、今回の国から交付されます予定額でございますけれども、総額で担い手集積加算分も、大変失礼しました。稲作構造改革促進事業分、これらも含めまして4億6,138万1,580円、これが交付される額でございます。

それから、今回の産地づくり交付金の実績に基づきます額でございますけれども、これが5億1,820万6,090円、したがって、今回不足分が見込まれる額といたしましては5,682万

4,510円となっております。以上です。

議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

4番熊谷隆一君。

4番（熊谷隆一君） 55ページの文化財保護費についてお伺いいたします。

これは本堂城回地区の経営体育成圃場整備に伴う遺跡の発掘調査で、盛り土工法をとったり、あるいは遺物が出なかったということで、県の補助金でやられて残額が出ておるということで、これはこれでいいと思いますけれども、中屋敷遺跡に絡む中川線の発掘が非常にとまどっておると言いますか、非常にあそこからは圃場整備の際も遺物が多く出てというようなこともあって、非常に道路の改良工事が進んでおらないわけでありまして、事業費の組み替えと言いますか、そういったことでもう少しこう発掘調査を早めて、道路建設も非常に要望して着手してから時間がかかっておりますので、地域住民も非常に迷惑をしており要望も強いので、その辺についてお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

社会教育課長（泉谷隆雄君） お答えします。

道路の拡幅改良につきましては建設課との兼ね合いもあろうかと思えます。拡幅改良を前提にいたしまして発掘調査を行うわけでありまして、今年度は800平米でございます。今後この道路が全部開通するまではまだ1,500から2,000平米の発掘調査が必要であるというふうに見込んでございます。予算書的には今回例えば賃金が650万ということで減額になっておりますけれども、中屋敷地区のものもこの中には含まれてございまして、町内の発掘調査全体の中で減額になったということでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 4番熊谷隆一君。

4番（熊谷隆一君） 要望になりますけれども、大変遺物が多いということは町でも認識していると思えますけれども、やはりあそこあの道1本しかない、農道もありますけれども、非常に農作業が行われる時期の施工では時間もかかりますし、非常に地域住民が困りますので、何とかなるべく早期の発掘調査並びに道路の完成をお願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） ただいまのご質問ですが、この道路の予算につきましては町単独事業、一般財源を使用しているということもありまして、全町的な整備もありますので、限られ

た予算の中でできるだけ早期に実現できますよう頑張ったいと思います。以上でございます。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

21番高橋 猛君。

21番（高橋 猛君） 43ページになりますが、先ほど熊谷議員から出られました地方交付税の件について伺いたいと思います。

先ほど財政課長から利用財源が7億余りあるということで、今後の使い道として財調とか除雪とかといういろいろと必要な経費が見込まれるというお話でございました。一つ私が伺いたいのは、これから今公共施設についていろいろと議論しているところでありますが、そういうことにも向けて一つのやはり財源が必要だというようなことも含めて、地域振興基金を造成してきているわけです。平成17年度から主に合併特例債を活用して毎年4億の積み立てをしてきておりまして、4年間で16億積み立てるという計画であったと伺っております。今回当初予算で大変厳しい財政状況でありますので、なかなかそこまで予算を組めなかったようでありまして、現在では2億の予定のようであります。平成19年度もやはり当初予算厳しくて、12月に補正をして4億を積み立てるという形になっておったようですが、今回もやはり目標に向けて造成する必要があるかというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

企画財政課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、先般の9月定例会で皆さん方にお示しましたように、実質公債費比率が19.4%でございます。目下、これの解消のために健全化計画等々を策定して、それらの解消に向けた取り組みをしているところでございます。その中の一つとしまして、起債の償還元金を限度として起債の借り入れを限度額とするというような取り組みをしているところでございます。その中で今年度の全体の起債の枠の中で合併特例債、それからその他の起債、それらを合わせた中で調整を行っての積み立てということになってございますので、できるだけ振興資金には積みたいたいというふうに考えてございますが、他の起債等々の兼ね合いもございまして、現在はそのような状況となっております。できるだけ早い時期での16億の積み立てを計画したいとは考えてございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 21番、よろしいですか。21番高橋 猛君。

21番（高橋 猛君） 町の健全化財政計画に基づくものということも承知するわけですが、やはり将来に向けていかに蓄えを持っておくかということも町にとっては大事なことだろうと思います。必ずしも合併特例債だけでなく、苦しい台所事情だということもわかりながら話するのも矛盾する話なんです、何とかやはりこういう基金造成というようなものは今後大事なことだと思いますし、来年度予算に向けてもぜひそういう苦しい中でもそういう努力をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ伺いたいと思いますが、50ページになりますが、2項4目の児童福祉施設費について伺いたいと思います。

認定こども園関係の予算であります、今回臨時保育士賃金ということで2,400万の増額補正であります。当初予算と合わせますと、臨時保育士の方々の賃金が1億を超える状況になってきたようであります。申すまでもなく、手のかかるゼロ歳児も含めて未満児の入所が大変ふえています。私も数字見てびっくりしたんですが、ゼロ歳児の入所率が2割を超える状況のようであります。このことはやはり社会情勢を背景としたものだというふうには思いますが、行政としてやはり受けざるを得ない現実のことも事実であります。このことは合併前から千畑の中でもいろいろと議論されてきたわけですが、職場のその環境をどう考えなければならぬのかということも大事なことでないかなと。今正職員と臨時保育士の比率が逆転しておりまして、4対6ぐらいの割合になっているようであります。こども園の運営そのものも経費も含めて、やはりこうした機会にこれも大きな将来の課題だというふうにとらえて検討をする必要があるのではないかなというふうに思って質問したところです。

このことは課長と教育民生の所管事務調査の中でも課の中からも今後の課題というような提案というような形で出されましたし、私どもも協議したんですが、町としてどういうふうを考えておられるのかということになりますと、やはり町長からの答弁が必要かというふうに思いますが、どのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 議員がおっしゃったとおり、非常に重要な課題であるというふうにとらえております。今後の認定こども園のあり方については十分に各般の方面の影響等考えながら議論すべきことであると認識しております。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

14番 澁谷俊二君。

14番（澁谷俊二君） 大変勉強不足でお伺いしたいと思いますが、52ページの農業振興費について、この中の負担金補助金及び交付金の中での省エネルギー型農業機械導入交付金、これについてお伺いしたいと思います。

まずひとつ内容についてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

省エネルギー型農業機械導入交付金ですけれども、これはことしの原油高騰、これらに基づきます農業全般に与えるさまざまな経済への影響、それらを緩和するということから国が緊急的に9月補正で強い農業づくり交付金、その中で農業者のさまざまな部分を支援するというところで創設された事業の中の一つでございます。

それとあと、事業そのものにつきましては、原油高騰の折から、例えば農業機械でありますと使用する原油を減らすと。それらのある程度の目標値を掲げまして、それを実現できる機械、それからハウスですとかそういうものにつきましては外部の被覆、内部の被覆、それから暖房機器、それらの使用料、それをもって油の使用料を減らすと、そういうふうな条件のもとに今回創設されたことし限りの事業でございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 14番 澁谷俊二君。

14番（澁谷俊二君） 交付金ですのである程度いろいろな制約があると思います。この交付金を受ける要件あるかと思いますが、その要件についてひとつお伺いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） 要件でございますけれども、一つは5人以上の農業者で組織する団体もしくは認定農業者、それらの中で実際の農業経営、それらを営んでいるものということと、それから原油の削減、エネルギーの削減、それらの計画を立てられる方、それから削減目標、それらをはっきり明示しまして、それらの成果と言いますか、実績、それらを報告することが要件となっております。

議長（伊藤福章君） 14番 澁谷俊二君。

14番（澁谷俊二君） このたしか直播の田植え機、そして汎用乾燥機とこういうことでございました。この導入交付金の町民へ周知、これについて私まだ、恐らく何かしらで町の皆様方にはもう周知したかと思いますが、私ちょっとわかりませんので、どのような形で町の皆

様方にこう周知したのか、伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） 周知の件でございますけれども、お答えいたします。

これにつきましては9月の国の補正予算のために申し込み期限が10月28日ということで、町の方には1週間前にこれらの電話等がございました。それで、早急に振興センターの運営委員会を開催、幹事会を開催いたしまして、それぞれのJAの現場での指導で話し合いをしながら、それと合わせまして夢プラン、それらの中で応募している方々、その中でこれらのことに取り組みたい方がいないかということ短い1週間の間でありましたけれども、その中で周知徹底に努めました。以上です。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

16番吉野 久君。

16番（吉野 久君） 担い手集積安定化緊急対策補助金についてお伺いいたしますけれども、今回この補助金が創設されたということは非常に評価すべきものだと考えております。町単独でこういうような形ですぐ手当てされるということは非常に農家の方々も喜ぶのではないかなとは思っておりますけれども、ただ、国の農業に対する補助制度、これまでも見ますといつも低額補助みたいな形になっております。それが農家のやる気をなくしているような気もいたします。で、何かこのような補助体制については私は常にいかがなものかと考えておりますが、そこいら辺どうお考えでしょうか。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回創設しました補助金につきましては、一つは280ヘクタールという春の緊急対策、これによりまして面積が大幅にふえたことによりまして集積への取り組みが150ヘクタールほど一気にふえたと。それらへの影響を合わせますと、やはり21年度からの転作の達成、それらが危惧されること、また現在一生懸命取り組んでおられます集積、それらの継続、話し合い、これらはやはり農業振興を進める上で地域の担い手、また担い手集団なり、さまざまな意味で持つ意味が大きいと考えてございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「ちょっと違うな。まあ、いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

20番飛澤龍右工門君。

(20番 飛澤龍右工門君 登壇)

20番(飛澤龍右工門君) 私はこの一般会計補正予算案に対して、全般的な反対討論ではございませんけれども、今回の担い手集積安定化緊急対策補助金について2,860万4,000円が盛られましたけれども、実に農家、生産調整が確実に取り組んでいる農家に対しては非常に金額が少ないと私は思います。そういう意味からして、増額を求めるために反対をしたいと思います。以上でございます。

議長(伊藤福章君) ほかに討論ありませんか。

12番熊谷良夫君、登壇願います。

(12番 熊谷良夫君 登壇)

12番(熊谷良夫君) 私も反対の立場から討論したいと思います。

先ほど20番の議員がおっしゃったように、担い手集積安定化緊急対策補助金でありますけれども、これはこれでまた評価するわけではありますけれども、しかし、先ほど課長が説明したとおり5,682万が必要と言われておりました。町の基幹産業である農業の根幹を支える制度であると思います。町独自に立てかえて国に要求する心構えが必要ではないかと思えます。財源の手当てができるものと考えております。当局のもう一步進んだ英断を期待して、この予算案に反対します。

議長(伊藤福章君) ほかに討論ありませんか。

21番高橋 猛君。

(21番 高橋 猛君 登壇)

21番(高橋 猛君) 21番、賛成の立場から討論をしたいと思います。

このたびの緊急対策は町にとりましては予想を超える農家の収入に与える影響が大きいということで、大変厳しい財政状況の中で恐らく全県の中ではまず私どもの町だけではないかなというふうに思いますが、それだけ努力されたということにまずひとつ私は高く評価をしたいというふうに思います。

根本的な問題はやはり国の農政にあるわけで、緊急対策を行ったことによって面積がふえる

こと、そのことに伴って集積事業なり、町で行っている産地づくりに対するその農家の意欲のあらわれが150町歩という集積につながったわけであります。したがって、国がその協力してくれた部分についてさらにかさ上げをするというのが私は論理的には筋が通る話ではないかなというふうに思います。

そういう意味で、皆さんとも協議をした上で県や国に働きかけをするということで、この後動議を提出することになっておりますけれども、繰り返しますが根本的にはやはり国の農政がもうちょっときちっとした形で政策を実施していただきたいと。そのしわ寄せがこういうような形で現場に来ているということを国に強く働きかけることが私どもの使命だというふうに思います。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

議長（伊藤福章君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 以上で討論を終結いたします。

議案第86号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤福章君） 起立多数と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これにて10分間休憩します。

（午前11時10分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時20分）

議案第87号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第87号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第87号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

議案第88号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第12、議案第88号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番武藤 威君。

9番(武藤 威君) 大体工事も順調に進んでおるようでございますけれども、この76ページの漏水調査委託料のことについてですけれども、この利用者の何人かわかりませんがその1人から聞きましたけれども、二、三週間ぐらい米のとぎ汁みたいな形である面では被害をもたらしたということでございますけれども、そういう中で「子供たちにはふるさも入れられないであちこちの温泉さ入れたり、水をから流しとでも言いますか、して、結構電気代もかかったっけな」というような話も聞かれておりますけれども、ところでこれに対しまして、町で調査するということのですけれども、これは町の予算ですけれども、業者は何となっているものか、そこあたり話し合いはついているものかと。また、そういう影響が出た方々にどういう対応をしたかどうかと。

それから、その被害を受けた方と業者、また役場関係だと思えますけれども、話の対応の中で「これなぜ断水して水とめてやりくりしなかつたけな」という話になった場合、置換の場合はたしか水をとめてお知らせしてやりくりした経緯がある。「なぜここだけ」と。「今の現代のやり方はそうだ」というようなことで、こう口でやりとりしたそうですけれども、いずれにせよ、この対応をどうしたのかと。

それからもう一つ、最後ですけれども、ああいう工事した場合、地震とかそういう被害もあると思いますし、補償とかそういうもの、保険とか、もしよ、そういうこと書かれていないと言えばそれまでだけれども、そういうものもし関係あったらこの機会でするのでお聞きしたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

最初のご質問は、羽貫谷地地区のその工事に対します水質の汚濁というご質問だというふう（「そうです。最初のあたりです」の声あり）お聞きいたしましたけれども、はっきりしたその原因というのはちょっとわからない部分ありますけれども、例えば空気が入って白く濁ったというようなこともございますし、いろいろな原因で直接その方からちょっとお話を伺っておりませんので、今答弁はちょっとしかねますので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。

それから、そういう事故が起こった場合の補償ということなんですけれども、こちらが原因で起こった場合は安全な水を供給する責任を負っておりますので、その状況に応じて対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、今補正に上がっておりますのは、千畑中央地区と畑屋地区のその漏水は確認されますが、そのはっきりした漏水箇所がわからないということで補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。

9番（武藤 威君） プライバシーにもかかわると思いますので、建築業者からと職員の話し合いの場でその被害者等にもと言いますか、いろいろ話し合ったということですのでこれ以上聞きませんけれども、同じ課だと思しますので、そこあたりこうもう一回話し合ってみて聞いてみて、もし何かの場合はそれなりの話し合いとでも言いますか、対応していただきたいと、そのことをお願いしまして終わります。

議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第88号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

議案第89号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第89号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第89号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

議案第90号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第90号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第90号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

議案第91号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第15、議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第91号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

陳情第9号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第16、陳情第9号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長中村美智男君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 中村美智男君 登壇)

産業建設常任委員長(中村美智男君) 12月16日の本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第9号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書について、審査結果をご報告申し上げます。

12月17日に当常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。格差社会による社会問題や最近の経済情勢の悪化に伴い、大勢の派遣社員の中途解雇など、派遣労働者の雇用環境は大変厳しい状況にあります。また、国でも労働派遣法の改正の動きがあり、早急な対応が求められております。このような状況の中で採決をした結果、全委員一致で採決と決しましたので、ここで報告申し上げます。(「採択ですべ」の声あり)採択と決しましたので、ご報告申し上げます。失礼しました。

議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

陳情第9号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、陳情第9号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書は、産業建設常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第10号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第17、陳情第10号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書については、教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長 深沢義一君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 深沢義一君 登壇)

教育民生常任委員長(深沢義一君) 本定例会12月16日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第10号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書についての審査結果をご報告申し上げます。

12月17日午前10時より、委員全員出席のもと教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。医師・看護師不足は当地域においても重要な課題であり、その願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決しました。以上、報告といたします。

議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

陳情第10号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第10号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書は、教育民生常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第11号の質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第18、陳情第11号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書については、教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長 深沢義一君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 深沢義一君 登壇)

教育民生常任委員長(深沢義一君) 本定例会12月16日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第11号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書につい

での審査結果をご報告申し上げます。

12月17日、委員全員出席のもと教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。主な意見として、介護労働者の処遇改善を図り人材を確保することなど、抜本的に改善が求められていることから採択とする意見と、もう少し内容を検討すべきという継続審査とする意見が出され、挙手による採決の結果、採択すべきもの4名、継続審査とすべきもの2名となり、委員会として採択すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第11号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第11号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書は、教育民生常任委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第12号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第19、陳情第12号 法務局の増員に関する陳情については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 飛澤龍右工門君、登壇願います。

（総務常任委員長 飛澤龍右工門君 登壇）

総務常任委員長（飛澤龍右工門君） 12月16日の本会議において審査を付託されました陳情第12号 法務局の増員に関する陳情について、審査経過と結果をご報告いたします。

12月17日総務常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査の中身でお伝えしておきます。今までこの陳情が昭和55年から29年間にわたり連続して全会一致で採択されましたけれども、なお

まだいまだかつてこの採択に関して増員されることがないということに対して、委員からもいろいろな発言が出ましたけれども、そういう中で現在地図整備事業の地図の作成業務を初めとする法務局の所管する業務量は年々増加かつ高度化してきています。このようなことから、行政サービスを維持する上でも陳情内容は採択が相当であるという意見がありました。採決をした結果、全会一致で採択と決しましたので、ご報告いたします。以上です。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第12号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号 法務局の増員に関する陳情は、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第13号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、陳情第13号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書については、教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長 深沢義一君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 深沢義一君 登壇）

教育民生常任委員長（深沢義一君） 本定例会12月16日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第13号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書についての審査結果をご報告申し上げます。

12月17日、委員全員出席のもと教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。特別支援教育支援員につきましては現在町でも配置しており、引き続き配置すべきものとの意見が出され、全会一致で採択すべきものと決しました。以上、報告といたします。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第13号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第13号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書は、教育民生常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第14号の質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第21、陳情第14号 動物移動火葬車廃止を求める陳情書については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 中村美智男君、登壇願います。

（産業建設常任委員長 中村美智男君 登壇）

産業建設常任委員長（中村美智男君） 12月16日の本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第14号 動物移動火葬車廃止を求める陳情書について、審査報告を申し上げます。

12月17日に常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。動物移動火葬車は公的機関から許可も受けずに道路上で火葬を行う違法行為であります。近隣住民への危険性も伴うことから、動物移動火葬車廃止を求める陳情内容について採択が相当という意見が多数ありました。採決をした結果、全委員一致で採択と決しましたので、ここでご報告申し上げます。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第14号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第14号についてただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第14号 動物移動火葬車廃止を求める陳情書は、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

以上で委員会報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時45分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時46分）

議長（伊藤福章君） ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時47分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時48分）

発議第13号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 追加日程第1、発議第13号 原油・肥料・飼料高騰対策並びに国産農畜産物増産・自給率向上を求めることに関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第13号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第13号 原油・肥料・飼料高騰対策並びに国産農畜産物増産・自給率向上を求めることに関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第14号の上程、表決

議長(伊藤福章君) 追加日程第2、発議第14号 道路整備予算の確保等を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第14号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第14号 道路整備予算の確保等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第15号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 追加日程第3、発議第15号 産地づくり交付金制度の見直しについての要望書提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第15号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、発議第15号 産地づくり交付金制度の見直しについての要望書提出については、原案のとおり可決されました。

発議第16号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 追加日程第4、発議第16号 医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第16号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、発議第16号 医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第17号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 追加日程第5、発議第17号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第17号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、発議第17号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第18号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 追加日程第6、発議第18号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第18号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第18号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第19号の上程、表決

議長(伊藤福章君) 追加日程第7、発議第19号 法務局の増員に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第19号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第19号 法務局の増員に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発議第20号の上程、表決

議長(伊藤福章君) 追加日程第8、発議第20号 労働者派遣法の改善のための意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第20号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、発議第20号 労働者派遣法の改善のための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

委員会調査報告

議長（伊藤福章君） 次に、追加日程第9、総務常任委員会所管事務調査報告、追加日程第10、教育民生常任委員会所管事務調査報告、追加日程第11、産業建設常任委員会所管事務調査報告については一括上程し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

総務、教育民生、産業建設の各常任委員長から調査報告書が提出され、お手元に配付しております。これを委員長報告にかえたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、委員長報告といたします。

議員派遣について

議長（伊藤福章君） 追加日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決いたしました。

閉会中の継続審査及び継続調査について

議長（伊藤福章君） 追加日程第13、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま

す。

議会運営委員長、議会広報特別委員長より審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(伊藤福章君) 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成20年第8回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時02分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成20年12月19日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 泉 繁 夫

署 名 議 員 吉 野 久